平成２８年（フ）第１２７号
富山県高岡市木舟町40番地　グランドハイツ木舟402号、前住所富山市水橋上条新町３番地20
債務者　藤井由紀子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１号
石川県七尾市昭和町13番地　昭和アパート７号、従前の住所石川県七尾市下町戊部５番地10
債務者　川部　則子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第３６１号
山梨県甲府市住吉３丁目６番３号　グランドパレス　麗４Ｄ
債務者　鶴田　和子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
山梨県中央市臼井阿原1577番地80
債務者　長澤　好美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
山梨県甲府市朝気１丁目１番５号　コーポタンザワ201号
債務者　加賀美祐貴
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
岐阜市岩田坂１丁目11番３―305号（岩田荘Ｓ―17号室）
債務者　備前　寛治
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３４７号
岐阜県関市平成通１丁目２番30―201号
債務者　贄　　雅彦
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３８５号
岐阜市茜部菱野４丁目23番地　（小川ビル305号室）
債務者　野田　　洋
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６０１号
愛知県春日井市六軒屋町１丁目174番地３、従前の住所愛知県春日井市割塚町176番地１アメニティ春日井202
債務者　一井　宗清
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６８号
愛知県北名古屋市九之坪下葭田173番地
債務者　三和企画こと　原　　浩一（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１号
愛知県海部郡蟹江町須成西４丁目16番地
債務者　藤澤　義美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１０号
兵庫県赤穂市坂越1691番地８
債務者　西澤　知子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５１８号
兵庫県加古川市別府町本町２―90―２　レオパレスエクセルパート６―213、住民票の住所兵庫県加古川市尾上町口里514番地の３　Ｍプラザ加古川弐番館707号
債務者　川崎真奈美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８号
兵庫県加古川市野口町北野58番地の２　レオパレス向日葵壱番館104号
債務者　仲井　弘己
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県姫路市白浜町甲840番地５　白浜南高層１棟404号
債務者　藪ケ崎猛彦
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６７号
鳥取県境港市夕日ヶ丘１丁目187番地　県営夕日ヶ丘団地Ｅ棟133、前住所鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷1055番地１
債務者　小谷千代子（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４２号
山口県長門市深川湯本1290番地
債務者　大野　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山口地方裁判所萩支部